

答 申 第 2 2 号  
平成17年12月22日

秋田県知事 寺 田 典 城 様

秋田県個人情報保護審査会  
会 長 内 藤 徹

秋田県個人情報保護審査会における審議について（答申）

秋田県個人情報保護条例第30条第1項の規定に基づき諮問のあった次の案件について、別紙のとおり答申します。

個人情報の非開示決定及び部分開示決定に対する異議申し立てについて  
（平成16年7月9日付け平福環一2022）

（諮問第15号）

【別紙】

諮問第15号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

開示請求者本人に係る生活保護の申請及び受給に係るケースファイルに記録された個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示請求に対し、非開示とした決定については、別紙1記載の文書は全部開示し、別紙2記載の部分は部分開示すべきであり、部分開示とした決定については、非開示とした部分のうち、別紙3記載の部分は開示すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年秋田県条例第4号）による改正前の秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）14条の規定に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、秋田県知事が平成16年4月19日付け平福環一483及び484により行った個人情報部分開示決定及び個人情報非開示決定（以下「本件決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）条例及び行政手続条例に基づく理由提示違反

本件非開示決定通知によると、「開示請求に係る個人情報の内容」については、文書名等が記載されているだけである。また、本件部分開示決定通知では、「開示請求に係る個人情報の内容」が同一なのに、一部は開示、一部は非開示とされている。同一の情報の一部が果たして、「個人情報評価等に関する情報が含まれている」かどうかを、請求者はどうして知ることができるのである

うか。

以上は、結局のところ、非開示情報であるということを県民にただ信じるというに等しく、自己情報の開示請求権が県民の権利であることの基本的理解を欠くものである。

条例19条4項及び県行政手続条例8条が申請の全部又は一部を拒否するときは書面で理由を明示しなければならないと定めているのは、そのことによって実施機関の判断の慎重さと合理性を確保して恣意的な処分を防止するとともに、当該拒否処分について申請者が不服の申立てを行うかどうかの判断を容易ならしめるためのものであるから、提示される理由の程度は、申請者がその理由を明確に認識し得る程度に具体的でなければならない。

しかし、本件決定は、個人情報の内容について抽象的、一般的に提示しているだけなので、当該情報がいかなる内容のものかの具体的な認識ができず、ひいては当該情報が決定通知にいう非開示要件（「開示しない理由」及び「条例の適用条項」）に該当するかどうかについての判断を不可能にしており、重大な瑕疵がある。

#### (2) 本人の同意のもとに収集し、取得した個人情報について

請求者が平鹿福祉事務所長あてに提出した生活保護法（昭和25年法律第144号）29条調査の「同意書」に基づく預貯金・生命保険等に関する関係先への調査及びその回答等の情報については、本人の同意のもとに収集、取得された情報である。本人の同意のもとに個人情報の収集等を行おうとすることは、その収集の方法、範囲はもとより、収集した情報の管理・保有、利用・提供等について、本人のコントロールの下に置くことを当然の前提にするものであるから、本人に開示されなければならない。

そもそも、個人情報の保護とは、従来のプライバシー権を「自己情報コントロール権」に発展的にとらえようとするものであるから、自己に関する情報の流通をコントロールできる権利（情報プライバシー権）としての意味を持っている。そのためには、自己情報の開示請求権は基本である。

しかるに、本人の同意のもとに収集した情報について「開示することにより、当該情報を受けられなくなるといえるなど、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」から非開示にするというのは個人情報の保護の基本精神を理解していないものといえる。仮に、本人に開示することにより、当該情報を受けられなくなるといえるような個人情報の収集や利用であれば、「同意書」による情報収集自体が不適正な収集となる。

また、本人の同意のもとに収集し、取得した情報をもとに実施機関が作成した情報について、なぜ「開示することにより当該情報を受けられなくなるといえる」のか全く理解できない。

#### (3) 「預貯金・保険照会数」等の個人情報について

全県、あるいは各福祉事務所ごとの「預貯金・保険照会数」等は国や県から一般に公表されているものであり、そのような性格の情報が請求者個人に関する件数等になると開示できないとはいかなる理由によるものであろうか。

#### (4) 本人の病気等に関する診断結果等の個人情報について

本人の病気等に関する診断結果等の個人情報は本人に開示を求める権利があるから、「医師等が行った診断等に関する情報が含まれる個人情報」だからといって非開示になる理由はない。

ましてや、本人以外の福祉事務所が第三者である医師等から本人に関する診断結果等を収集したのであれば、なおさら本人に開示することが当然である。

また、「生活保護事務に関する情報が含まれる個人情報」であっても、このような性格を持つ情報の開示により、医師等から当該情報を受けられなくなるといえるのか理解できない。

#### (5) 県民は、県が保有する自己に関する個人情報について、訂正の請求又は是正の申し出ができるが、これらの権利を行使するには、まず、その情報が開示されなければならない、個人情報の開示は、自己情報のコントロール権の出発点に位置するものである。

そうであれば、個人情報を非開示とするには、開示請求権のみならず、情報の訂正請求権、違法な収集から自己又は他の県民の個人情報を守る権利等を含めたそれぞれの権利を否定するに値する明確で、重要な理由が必要である。

ところが、本件各情報の非開示は、このような検討を十分に行った上で決定されたものとは到底思えない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、非開示理由説明書及び口頭による意見の陳述によると、おおむね次のとおりである。

#### (1) 生活保護に関する個人情報の開示請求について

国からの法定受託事務である生活保護に関する個人情報の開示請求についての国の指導方針は、たとえ本人からの請求であっても、これらの記録に第三者のプライバシーに関する事実、第三者との信頼関係に基づき入手した情報、本人の評価に関する事項が含まれていること等から、開示は認められないとするものであるが、実施機関としては、これにとらわれず、条例をもとに、可能な限り開示に努めたものである。

生活保護業務（ケースワーク）は、個々のケースについて収集した情報を検討し、診断を重ね、活用していくという流れの中で継続して展開される性格のものであり、こうした生活保護業務の特殊性から、非開示とした個人情報は開示請求時に限らず、将来にわたる業務に対する影響を総合的に勘案して判断したものである。

よって、開示請求者との面接内容、実施機関の業務遂行内容、行政処分理由を含んだ事務処理内容のケース記録に係る個人情報は最大限開示し、第三者のプライバシーに関する情報、個人の評価・指導・診断等に当たる情報のほか、情報の収集先や内容など、開示することにより、個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの、外部からの圧力や干渉等のため業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるもの、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるもの、今後の業務遂行上必要になる正確な情報入手に支障が生じるおそれのあるものについては、条例16条2号、3号、5号又は6号に該当するため非開示としたものである。

#### (2) 非開示の理由の提示について

「開示請求に係る個人情報の内容」欄には、文書名等を記載したものであるが、非開示あるいは部分開示となる文書のなかで、文書名等を記載することにより、非開示とすべき文書内容、情報収集先などが明らかになると判断した場合は、それらの非開示情報が明らかになることのないよう配慮し、各決定通知にある記載方法をとったものである。

「開示しない理由」欄についても、同様に、理由を具体的に記載することにより、非開示とすべき文書内容、情報収集先などが明らかになると判断した場合は、それらの非開示情報が明らかになることがないよう配慮し、各決定通知にある記載方法をとったものである。

#### (3) 本人の同意書を添付して行った調査によって収集した個人情報について

生活保護法29条調査は相手方に応諾義務を課したものではないことから、実施機関は、同条に基づく調査依頼を受けた金融機関等が回答しやすいように、本人の同意書を添付するものである。

また、同意書は金融機関等に対する調査に関して本人の同意を得るものであり、当該調査により収集した情報を本人に開示することを定めたものではない。実施機関は、金融機関等に対しては、生活保護の決定にのみ使用し、「厳秘扱い」とした内容の文書で依頼しているため、金融機関等は回答した内容が本人に伝わることを想定していない。そのため、実施機関が非開示決定に当たり金融機関等に意見照会を行ったところ、個人情報の開示に反対する複数の意見書が提出された。

以上の事情を踏まえ、次の理由により、本人の同意書を添付して行った調査によって収集した個人情報であっても、本人に開示することはできないと判断した。

ア 本来、生活保護法29条に基づき回答を得た預貯金内容及び保険加入内容は、金融機関等が保有する情報であり、生活保護の決定のために情報提供を受けた実施機関が本人に対して開示することは、提供を受けた情報をその目的以外に使用することであるため、行うべきではないと判断した。

イ 金融機関等が生活保護の決定及び実施のために提供した個人情報が、実施機関によって本人に対する開示という本来の目的外に使用され、そのことが当該金融機関等の内規や個人情報保護の方針に抵触するものであった場合、実施機関の今後の調査に対する協力を得られなくなるおそれがあると判断した。

ウ 生活保護法29条による調査は、各福祉事務所が、居住地、過去の生活場所などから、ある程度特定した金融機関に対して行っている。そのため、照会先の名称を明らかにすることによ

り、照会先の対象となっていない金融機関への口座開設等を容易にし、資産調査等の事実の正確な把握を困難にするおそれがあるばかりでなく、不正受給の発見をも困難にするおそれがあり、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したため、金融機関等の名称も含めたすべてを非開示とした。

(4) 「預貯金・保険照会数」等の個人情報について

「29条調査発行簿」に記載された個人情報については、前記(3)ウと同様に照会先の名称を明らかにすることにより、照会の対象となっていない金融機関への口座開設等を容易にし、資産調査等の事実の正確な把握を困難にし、又は不正受給の発見を困難にし、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した。

また、「預貯金・保険照会数」に記載された個人情報については、金融機関等の数が少ない地域性を考慮し、件数から照会した金融機関等が特定されるおそれもあることから非開示とした。

(5) 医療関係の書類に記載された個人情報について

「給付可否意見書」、「医療可否意見書」、「診療報酬明細書」、「医療扶助決定調書」等の医療関係の書類に記載された個人情報については、明らかに条例16条2号の「診断」に関する情報が含まれる個人情報に当たると判断し、非開示としたが、以下の理由からも非開示とすべきであると判断した。

なお、医師の治療行為への影響を個別に判断して、開示、非開示を決定することとした場合、「末期癌」、「余命1ヶ月」で本人に告知していない等、開示がはばかれるものについては、その部分を非開示とすることで容易に自らの病状を推測される可能性が高いため、内容の如何に関わらず、同一の取り扱いをすべきである。

ア 医療可否意見書には、病名、医療の可否のほか、就労の可否、療養の程度など、生活保護を実施するうえでの参考意見を医師が記載している。

提供を受けた個人情報は、実施機関に対して提示した意見であり、医師が本人に伝える場合は、一連の治療の中で行われることから、本人に秘する部分が存在すると考えられる。

こうしたことから、医療に関する個人情報は、医師が治療の一環として本人に伝えるべきものであり、生活保護の決定、実施のために提供を受けた実施機関が本人に伝えるべきものではないと判断した。

イ 医療可否意見書以外の他の書類に記載された個人情報についても、すべて医師の治療の一環として行われた内容を記載したものであり、一連の治療の中で医師が本人に伝えるべきである。

したがって、開示請求者が当該情報を必要とするのであれば、直接医師等へ請求すべきである。

ウ 条例20条に基づく意見照会により、医療機関等から提出のあった本件個人情報の開示に反対する意見書の内容を踏まえ、本人に対して開示することは、提供を受けた情報をその目的以外に使用することであって行うべきではなく、また、開示することにより医師の一連の治療行為に支障が生じることが十分考えられ、そうした場合、今後、実施機関は、生活保護の実施のうえで必要な場合であっても、医師の意見の提供を受けることができなくなるなど、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した。

(6) 本件異議申立てに係る開示請求の対象となった生活保護に関するケースファイルには、生活保護法29条に基づく調査により関係先から情報提供を受けた内容がケース記録に記載され、ファイルに編綴されている。これらはいくまで調査過程で得た情報の収集であり、そうした情報提供があったことは事実であることから、たとえここに事実と異なった内容があったとしても、その時点でのやりとりの内容を忠実に記録あるいは編綴したものであるため、当該情報は条例24条の訂正請求の対象にはならない。

実施機関としては、これらの情報は行政処分(保護決定(変更)処分)を行うまでの過程で収集した情報であり、ここから必要な情報を選択し、処分の根拠として保護決定(変更)通知書に記載したうえで行政処分を行っており、処分内容に不服がある場合は、不服申立てによるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- ( 1 ) 平成16年 7月 9日 諮問の受理
- ( 2 ) 平成16年 8月27日 実施機関から非開示等理由説明書を收受
- ( 3 ) 平成16年10月12日 実施機関から意見書及び資料を收受
- ( 4 ) 平成16年11月16日 事務局から事案の概要を聴取、審議
- ( 5 ) 平成16年12月20日 異議申立人から証拠書類を收受
- ( 6 ) 平成16年12月24日 異議申立人及び実施機関が意見陳述
- ( 7 ) 平成17年 1月14日 審議
- ( 8 ) 平成17年 1月19日 実施機関から資料を收受
- ( 9 ) 平成17年 2月16日 審議
- (10) 平成17年 5月24日 審議
- (11) 平成17年 7月20日 審議
- (12) 平成17年 8月 9日 審議
- (13) 平成17年 9月22日 審議
- (14) 平成17年10月21日 審議
- (15) 平成17年11月24日 審議
- (16) 平成17年12月13日 審議

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件対象個人情報について

生活保護法施行細則（昭和28年秋田県規則第49号）3条の規定によれば、県の福祉事務所長は、生活保護の被保護者について必要な書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならないこととされている。そこで、実施機関では、生活保護の実施に当たり必要な書類を作成し、これらの書類を各被保護者ごとに作成したファイルにより管理しており、このファイルのことを「ケースファイル」と呼んでいる。

本件対象個人情報は、被保護者である異議申立人のケースファイルに綴られた行政文書に記録された個人情報であることが認められる。

### 2 本件対象文書の分類について

実施機関では、本件対象個人情報について、条例16条2号、3号、5号及び6号に規定する非開示情報のいずれかに該当するため、非開示又は部分開示としたと主張しているので、ケースファイルの文書を次のとおり分類し、当該文書に記録された個人情報の内容ごとに、各号の該当性について個別に検討することとする。

- (1) 保護申請に伴う調査書
- (2) ケース診断会議記録表
- (3) 生活保護法29条調査関係書類
- (4) 保護台帳
- (5) 官公署から提供を受けた文書
- (6) 第三者から提供を受けた文書
- (7) 医療扶助関係書類
- (8) ケース記録票

### 3 保護申請に伴う調査書

保護申請に伴う調査書は、生活保護法24条6項の規定に基づき、町村長が保護の実施機関に送付する文書であり、異議申立人の家庭状況、学歴、心身の状況、扶養義務者の状況その他保護の決定について参考となる事項及び意見が記録されている。

当該調査書に記録された情報は、異議申立人に関する客観的な事実及び町村長による異議申立人の評価に関する情報であると認められる。

このうち、異議申立人の戸籍に記載された事項、現在の異議申立人の家族構成等の異議申立人

に関する客観的な事実は、異議申立人が了知している情報であり、条例16条2号に該当しないことはもちろんのこと、これを開示したとしても、今後の業務遂行上必要となる正確な情報入手に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、条例16条6号にも該当しない。

しかし、異議申立人の家庭状況、扶養義務者の状況等個人の評価に関する情報については、これを開示することになれば、町村長と異議申立人の信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、町村長がそのような事態を危惧するあまり、今後同様の文書において記載内容が消極的となり、その結果、実施機関は正確な情報が得にくくなるおそれがあることから、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条2号に該当する。

#### 4 ケース診断会議記録表

ケース診断会議記録表は、異議申立人に対する処遇又は指導方針等について検討・決定した会議の記録であり、会議の開催年月日、出席者、異議申立人の住所、氏名、世帯構成及び生活歴の外、検討すべき問題点及び検討結果並びに実施機関の決裁状況が記録されているとともに、会議の資料が添付されている。

ケース診断会議記録表に記録された情報のうち、「問題点」欄及び「結果」欄に記録された情報には異議申立人に対する処遇方針等の検討に関する情報が含まれていることから、これを開示することになれば、実施機関の意思形成に至るまでの経過が明らかになり、率直な意見の交換ができなくなるなど実施機関の意思形成等に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例16条5号に該当する。

しかし、「問題点」欄及び「結果」欄を除いた「決裁」欄、開催年月日、出席者その他異議申立人等に関する客観的事実について記録した情報は、個人の評価等に関する情報とは認められないことから条例16条2号には該当せず、これを開示したとしても、実施機関の意思形成等に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、条例16条5号にも該当しない。

また、添付されている会議の資料に記録された情報は、異議申立人も了知している事実であることから、同様に条例16条2号及び5号に該当しない。

#### 5 生活保護法29条調査関係書類

生活保護法29条調査関係書類は、生活保護法29条に基づき、金融機関、生命保険会社等に対して行った異議申立人名義の預貯金、生命保険契約等の契約の状況に係る調査嘱託の回答書及びこれらに基づいて実施機関が作成した文書であり、異議申立人の預貯金の状況、保険の契約内容、調査を依頼した金融機関又は生命保険会社等の名称、照会及び回答の件数等が記録されている。

実施機関は、当該調査に基づき回答を得た内容は金融機関等が保有する情報であり、生活保護の決定のために提供を受けた実施機関が本人に開示することは目的外の使用であると主張している。しかし、条例14条に規定する自己に関する個人情報の開示請求権は、実施機関の取り扱う個人情報について、自己に関する個人情報はどこに存在し、どのように取り扱われているか、また、その記録が正確かどうかなど個人の権利利益が不当に侵害される懸念や不安感などに適切に対応するため、条例上の具体的な権利として創設されたものであり、この趣旨に鑑みれば、実施機関の主張は採用できない。

また、実施機関は、これらの情報を開示した場合、今後金融機関等からの協力が得られにくくなるおそれがあると主張している。しかし、当該調査により得られた情報は、異議申立人が了知している異議申立人個人に係る客観的な事実に関する情報であり、これを異議申立人本人に開示したとしても、関係者間の信頼関係が損なわれるとは考えられず、実施機関の主張は採用できない。

さらに、実施機関は、当該調査の結果を開示すれば、調査対象の金融機関等が明らかになり、その対象となっていない金融機関への口座開設を容易にすると主張している。しかし、実施機関の説明によれば、当該調査の対象は居住地、過去の生活場所などからある程度特定した金融機関等であり、実施機関自らが認めているとおり金融機関等の数が少ない地域性であることを考慮すれば、異議申立人において調査の対象となり得る金融機関等を推測することは容易であると考え

られることから、実施機関の主張は採用できない。

以上の点から、生活保護法29条調査関係書類に記録された個人情報、これを開示したとしても、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例16条6号に該当しない。

## 6 保護台帳

保護台帳は、実施機関が生活保護事務を実施する上で、被保護者の生活状況や資産状況等を把握するために作成する文書であり、異議申立人の氏名、住所、家族構成、資産・負債の状況、扶養義務者の状況等が記録されている。

保護台帳に記録された情報のうち、第3面「預貯金」欄及び「生命保険その他の保険」欄に記録された情報は、生活保護法29条に基づく調査により取得した情報であり、上記5と同様に、これを開示したとしても事務の遂行に支障があるとは認められないため、条例16条6号に該当しない。

しかし、第3面「備考」欄に記録された情報は、異議申立人に対する処遇方針等の検討に関する情報が含まれており、これを開示することになれば、上記4と同様に、実施機関における今後の生活保護事務に係る意思決定に支障が生じるおそれがあるとは認められるため、条例16条5号に該当する。

また、第6面及び第7面「扶養義務者に関する状況」中異議申立人が了知している客観的な事実である「住所」欄及び「家族の状況」欄以外に記録された情報及び第9面「特記」欄に記載された情報の一部は、異議申立人以外の個人に関する個人情報であり、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められるため、条例16条3号に該当する。

## 7 官公署から提供を受けた文書

官公署から提供を受けた文書は、実施機関が生活保護事務の実施に当たり、官公署等の関係機関から任意に提供を受けた文書であり、異議申立人に関する個人情報のほか、異議申立人以外の個人に関する個人情報が記録されている。

このうち、官公署等の関係機関から提供を受けた文書には、町村担当者の個人名等が記載されている。これは本人以外の個人情報ではあるが、当該担当者の職務の遂行に係る情報であり、これを開示したとしても当該個人の権利利益を侵害するおそれがないため、条例16条3号に該当しない。一方、当該文書には異議申立人に関する種々の情報が記録されているが、いずれも異議申立人に関する客観的な事実であり、その内容についてはすでに異議申立人も了知していることから、これを開示したとしても今後同様の情報の提供を受けることができなくなるとまではいえず、条例16条6号に該当しない。

## 8 第三者から提供を受けた文書

第三者から提供を受けた文書は、実施機関が生活保護事務の実施に当たり、異議申立人以外の第三者から任意に提供を受けた文書であり、異議申立人に関する個人情報のほか、異議申立人以外の個人に関する個人情報が記録されている。

また、異議申立人以外の第三者から提供を受けた文書には、当該個人のプライバシーに関する個人情報が記載されており、開示することによって、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、条例16条3号に該当する。さらに、当該文書は、実施機関の要請に応じて当該第三者が任意に提供したものであり、異議申立人本人に開示されることまでは想定しているわけではない。これを開示することになれば、当該第三者と異議申立人との信頼関係が損なわれることにより同様の情報を得にくくなり、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条6号に該当する。

## 9 医療扶助関係書類

医療扶助関係書類は、被保護者である異議申立人の医療受診状況等を記録した文書であり、異議申立人の医療の要否について指定医療機関の意見が記載された医療要否意見書、異議申立人に

対する治療材料の給付の要否等について指定医療機関等の意見及び治療材料取扱業者の所要経費概算見積が記載された給付要否意見書（所要経費概算見積書）並びにその添付書類である治療資材等の経費の見積書、医療機関等を受診した際の診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び治療材料券・治療材料費請求明細書、異議申立人に対する医療扶助の決定に当たり実施機関が作成した医療扶助決定調書等で構成されており、被保護者の氏名、住所、傷病名、病状、診療見込、医療要否意見及び給付要否意見等が記録されている。

医療扶助関係書類に記録された情報は、異議申立人の傷病名、病状、医療の要否に対する指定医療機関の医師及び嘱託医の意見、給付の要否に対する意見等（以下「医療情報」という。）であり、条例16条2号に規定する個人の診断に関する情報であることが認められる。

医療情報については、治療上の必要から傷病名、病状等によっては本人に対して説明した診断、所見と実施機関に提供した診断、所見が異なる場合が想定される。このような場合、実施機関が医療情報を開示することにより患者が医師の診断に疑念を抱き、医師と患者の信頼関係が損なわれるおそれがある。さらに、医師においては患者との信頼関係が損なわれることを危惧するあまり、実施機関への正確な情報の提供を躊躇するおそれがある。これらの結果、実施機関が医師から正確な情報の提供を受けることができなくなり、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条2号に該当する。

## 10 ケース記録票

ケース記録票は、生活保護を実施する上で被保護者の状況、指導の経過等を随時記録する文書であり、異議申立人に対する処遇及び指導方針並びにこれらを決定するに当たっての審議・検討内容、異議申立人等の生活及び資産の状況、異議申立人及び異議申立人以外の第三者との面接及び交信の記録、関係機関へ調査した結果の内容、担当ケースワーカーの所見等が記録されている。

ケース記録票に記録された情報のうち、異議申立人に対する処遇及び指導方針、ケース分類、ケース格付、担当ケースワーカーの所見等については、個人の評価、指導に関する情報であることが認められる。

これらの内容は、そのすべてが本人に対して伝えられているわけではなく、その内容が本人の認識と異なっていた場合等は、これらを開示することによって実施機関と被保護者の信頼関係が損なわれ、今後異議申立人に対する指導が困難になる等、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条2号に該当する。

また、扶養義務者に関する情報、異議申立人以外の第三者との面接及び交信の記録、異議申立人以外の第三者から任意提供を受けた情報及びこれに基づく記録、その他異議申立人以外の個人に関する個人情報については、当該個人の個人情報であり、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、条例16条3号に該当する。

ケース記録票に記録された情報のうち、ケース診断会議その他の異議申立人に対する処遇及び指導方針を決定するに当たっての審議・検討に関する記録については、上記4の理由により、条例16条5号に該当する。

さらに、実施機関が異議申立人以外の第三者と面談又は交信により任意に提供を受けた情報のうち、当該第三者の個人情報以外の情報は、これを開示することになれば、同様の情報を得にくくなり、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例16条6号に該当する。

しかし、異議申立人と直接に面接及び交信をした際の記録や異議申立人に関する客観的事実のみの記録については、個人の評価等に関する情報とはいえ、条例16条2号に該当しない。

また、官公署から提供を受けた文書に基づく記録及び官公署と直接交信した記録に含まれる町村担当者の個人名等は、本人以外の個人情報ではあるが、上記7の理由により、条例16条3号に該当しない。

また、処遇方針、ケース診断会議に関する情報であっても、異議申立人が容易に了知することができるものと認められる情報は、これを開示したとしても率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないため、条例16条5号に該当しない。

さらに、生活保護法29条に基づく調査の結果に関する情報は上記5の理由により、官公署か

ら提供を受けた文書に基づく記録、官公署と直接交信した記録及び異議申立人本人が同席の上で官公署と交渉した際の記録については上記7の理由により、条例16条6号に該当しない。

### 1.1 非開示理由の付記について

異議申立人は、本件通知書には非開示又は一部開示の理由の提示に関し重大な瑕疵があると主張しているため、この点について検討することとする。

条例19条4項は、個人情報の全部又は一部を開示しないときは、決定通知書にその理由を記載しなければならないこととしているが、この規定の趣旨は、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためであると考えられる。

このような趣旨からすれば、非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例16条に規定する非開示情報のどれに該当するのかを、その根拠とともに了知し得るものでなければならないと考えられる。

一方、実施機関が条例16条各号に規定する非開示情報に該当することを理由として、開示請求に係る個人情報につき非開示決定をする場合には、当然のことながら、当該個人情報の具体的内容を明らかにすることができないため、非開示情報に該当する根拠を具体的に示すことには自ずから限界があると考えられる。

このような個人情報の非開示決定の理由付記に関する特殊な事情を考えれば、本件通知書には、条例所定の非開示理由のどれに該当するかの条項及び開示することにより生ずると認められるおそれが記載されていることからすれば、本件決定を取り消さなければならない程度に理由付記の不備があるとまではいえない。

## 第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	内 藤 徹	弁護士
会長代理	加 賀 勝 己	弁護士
	長 沼 誠 子	秋田大学教育文化学部教授
	福 田 光 之	秋田県医師会常任理事
	渡 部 毅	秋田経済法科大学助教授

別紙1 (非開示決定のうち、全部開示すべきとしたもの)

異議申立人が付した番号	開示請求に係る個人情報記録された文書
25C	2003年6月13日にファックスにより送付を受けた書類
26C	平成15年2月7日付けの書類
27C	平成14年12月27日付けの書類
29C	平成14年12月3日付けの書類
33C	2002年11月14日にファックスにより送付を受けた書類
35D	平成14年11月11日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
36D	平成14年11月5日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
37D	平成14年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
38D	平成14年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
39D	平成14年11月7日付け生命保険契約の照会に関し回答の件(1)
40D	平成14年11月7日付け生命保険契約の照会に関し回答の件(2)
41D	平成14年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
42D	平成14年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
43D	平成14年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
44D	平成14年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
45D	2002年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
46D	平成14年11月5日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
47D	平成14年11月8日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
48D	平成14年11月8日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査についての回答
49D	平成14年11月8日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
50D	平成14年11月5日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
51D	平成14年11月8日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
52D	平成14年11月7日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
53D	平成14年11月8日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
54D	平成14年11月5日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
55D	平成14年11月5日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
56D	平成14年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
57D	平成14年11月5日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
58D	平成14年11月13日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
59D	平成14年11月5日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
60D	平成14年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
61D	平成14年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
62D	平成14年11月5日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
63D	平成14年11月5日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
64D	平成14年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
65D	平成14年11月6日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
66D	平成14年11月11日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
67D	平成14年11月5日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
68D	平成14年11月15日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
69D	平成14年11月12日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
70D	2002年11月19日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
71D	平成14年11月28日付け生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)
74C	平成15年3月19日付けの書類
75C	平成15年3月3日付けの書類
81E	預貯金・保険照会数
82E	29条調査書発行簿

別紙2 (非開示決定のうち、部分開示すべきとしたもの)

異議申立人が付した番号	開示請求に係る個人情報 が記録された文書	開示すべき部分
24C	平成15年10月21日開催のケース 診断会議記録表	決裁欄から「ケース概要」欄まで
28C	平成14年12月17日開催のケース 診断会議記録表	決裁欄から「ケース概要」欄まで及び添付書類(保護台帳の写し中「③特記」欄5行目を除く。)
34C	平成14年10月28日付け保護申請 に伴う調査書	調査書中「3. 扶養義務者及び縁故者の状況について」欄の記載事項を除く部分及び添付書類中1行目から9行目まで
72C	平成16年2月23日開催のケース診 断会議記録表	決裁欄から「ケース概要」欄まで及び添付書類
73C	平成16年2月19日開催のケース診 断会議記録表	決裁欄から「ケース概要」欄まで及び添付書類のうち財団法人年金福祉サービス協会発行のもの

別紙3 (部分開示決定において非開示とした部分のうち、開示すべきとしたもの)

異議申立人が付した番号	開示請求に係る個人情報 が記録された文書	開示すべき部分
84F	保護台帳	第3面のうち「預貯金」欄
85F		第3面のうち「生命保険その他の保険」欄
87C		第6面及び第7面のうち「氏名」欄中「(職業、社保)」の部分並びに「住所」及び「家族の状況」欄。ただし、○○○○○に係る分を除く。
89C	平成14年10月31日ケース記録	「(1)預貯金残高照会文書発送」及び「(2)保険加入状況調査照会文書発送」の部分
91C	平成14年11月5日ケース記録	「(1)戸籍謄本及び附票の発行依頼文書発送」に続く1行
93C	平成14年11月8日ケース記録(1)	「通帳について」及び「保険について」の部分
94C	平成14年11月14日ケース記録	1ページ2行目から4行目まで及び6行目から11行目まで
94C	平成14年11月14日ケース記録	1ページ22行目から次ページ21行目まで
94C	平成14年11月14日ケース記録	3ページ2行目から5行目まで
95C	平成14年11月15日ケース記録 (1)	7行目
97C	平成14年11月18日ケース記録 (2)	8行目から11行目まで
98C	平成14年11月20日ケース記録 (1)	11行目から13行目まで
100C	平成14年12月5日ケース記録(4)	17行目及び18行目
101C	平成14年12月12日ケース記録	9行目から21行目まで並びに23行目及び24行目
103C	平成14年12月19日ケース記録	10行目及び14行目
104C	平成15年1月8日ケース記録(2)	21行目及び22行目
106C	平成15年3月5日ケース記録(1)	7行目から10行目まで
112C	平成15年7月16日ケース記録(2)	2ページ12行目から15行目まで
114C	平成15年7月28日ケース記録	17行目から20行目まで
123C	平成16年1月16日ケース記録	20行目から23行目まで